

エステティック営業施設の衛生基準

第1 目的

この衛生基準は、エステティック営業施設における施設、設備、器具等の衛生的管理及び消毒並びに従業員の健康管理等の措置により、エステティックに関する衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

第2 施設及び設備

- 1 施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。
- 2 施設は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
- 3 施設には、施術を行う施術室及びお客様の待合所を設けること。
- 4 施設には、従業員の数に応じた適当な広さの、更衣等を行う休憩室を設けることが望ましい。
- 5 施術室と待合所は、明確に区分されていること。
- 6 施術室は、施術及び衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを有すること。居室、休憩室等の施術に直接関係ない場所から、隔壁等により完全に区分されていること。
- 7 施術室には、適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること（消毒室を設けることが望ましい）。
- 8 施術室の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。
- 9 施術室内に従業員専用の手洗い設備を設けること。
- 10 トイレは隔壁によって施術室と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
- 11 施術室内の採光、照明、換気が十分に行える構造設備であること。

- (1) 換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
 - (2) 石油、ガスを使用した燃焼による暖房器具又は給湯設備は、密閉型又は半密閉型が望ましい。
- 12 洗場は流水装置とし、給湯設備を設けること。
 - 13 施術に伴って出る汚物や廃棄物を入れる、ふた付きの汚物箱等を備えること。
 - 14 皮膚に接する器具類の収納ケース等は、消毒済みのものと未消毒のものを区別すること。
 - 15 器具類、布片類及びタオル等を消毒する設備又は器材を備えること。
 - 16 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。

第3 管理

1 施設、設備及び器具の管理

- (1) 施設は必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 排水溝は、廃棄物の流出を防ぎ、排水がきちんと行われるよう、必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃を行うこと。
- (3) 施術室内には、不必要な物品等を置かないこと。
- (4) 施術室内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。
- (5) 施設内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (6) 施術室内をねずみ及び昆虫が生息しない状態に保つこと。

- (7) 器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は少なくとも1週間に1回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- (8) 照明器具は少なくとも1年に2回以上清掃するとともに、常に適正な照度維持に努めること。
- (9) 換気装置は定期的に点検・清掃を行うこと。
- (10) 手洗い設備には手洗いに必要な石ケン・消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
- (11) 洗い場は常に清潔に保持し、汚物が蓄積し、又は、悪臭等によりお客様に不快感を与えることのないようにすること。
- (12) 器材・器具類は常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。
- (13) 紫外線消毒器は適宜紫外線灯の清掃を行い、常に $85 \mu \text{w} / \text{cm}^2$ 以上の紫外線照射が得られるように管理すること（紫外線灯は、3000 時間以上使用するとその出力が低下するので、適宜取り替えることが望ましい）。
- (14) 洗浄及び消毒済みの器具類は使用済みのものと区別して、清潔で乾燥した蓋付きの収納ケース等に保管すること。
- (15) 清掃用具は専用の場所に保管すること。
- (16) トイレは常に清潔に保持し、定期的に殺虫及び消毒すること。
- (17) 使用する薬品類は所定の場所に保管し、その取り扱いに十分注意すること。

2 従業員の管理

- (1) 開設者は施設ごとに衛生管理責任者を定め、エステティックが衛生的に行われるように、常に従業員の衛生教育に努めること。
- (2) 開設者及び衛生管理責任者は常に従業員の健康管理に注意し、従業員

が感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者の施術をただちに禁止し、当該疾患が治癒するまで施術に従事させてはならない。

- (3) 開設者は、従業者又はその同居者がエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフスもしくはパラチフスの患者又はその疑いのある場合は、従業者本人が感染していないことが判明するまでは、施術に従事させてはならない。
- (4) 開設者は従業者に定期的に健康診断を受診させ、健康状態を管理しておくこと。

第4 衛生的取扱い等

- 1 衛生管理責任者は、毎日、従業者が感染症にかかっているかどうか等、健康状態を確認すること。
- 2 衛生管理責任者は、毎日、エステティック営業施設の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- 3 施術室には、施術中のお客様以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 4 施術室内の採光、照明及び換気を適切にすること。
 - (1) 施術中の施術面の照度が 300Lux 以上であることが望ましいこと。
 - (2) 施術室内の炭酸ガス濃度が 5000ppm 以下であること(炭酸ガス濃度 1000ppm 以下、一酸化炭素濃度 10ppm 以下であることが望ましい)。

開放型の燃焼器具を使用する場合は、十分な換気量を確保するとともに、正常な燃焼を妨げないように留意すること。

- (3) 施術室内の浮遊粉じんが 0.15mg/m³以下であることが望ましい。
- 5 施術中の施術室内は、適温、適湿に保持すること（温度は 17～28℃〔冷房時には外気温との差が 7℃以内〕、相対湿度は、40～70%であることが望ましい）。
 - 6 施術中、従業者は清潔な外衣（白又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面施術時には清潔なマスクを使用すること。
 - 7 従業者は常に爪を短く切り、お客様 1 人ごとの施術前及び施術後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行う。
 - 8 従業者は常に身体及び頭髪を清潔に保ち、お客様に不潔感、不快感を与えることのないようにすること。
 - 9 従業者は施術室内では所定の場所以外での着替え、喫煙及び食事をしないこと。
 - 10 皮膚に接する器具類は、お客様 1 人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
 - 11 皮膚に接する器具類は使用後に洗浄し、消毒すること。
 - 12 皮膚に接する布片類は清潔なものを使用し、お客様 1 人ごとに置き替えること。
 - 13 使用後の布片類は、洗浄剤を使用して適切に洗浄すること。
 - 14 お客様用の被布は使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること（白色又はこれに近い色で、汚れが目立ちやすい被布を使用することが望ましい）。
 - 15 従業者専用の手洗い設備には消毒液を常備し、清潔に保つこと。
 - 16 器具類を消毒する消毒液は適正な濃度のものを調製し、清潔に保つこと。
 - 17 調製した消毒液は、使用しやすい適正な場所に置くこと。

- 18 外傷に対する救急処置に必要な薬品や衛生材料を常備し、適正に使用すること。
- 19 トイレの手洗い設備は流水式とし、適当な手洗い用石ケンを備えること。
- 20 施術に伴って生ずる廃棄物はふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。
- 21 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、お客様1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- 22 感染症もしくはその疑いのある者又は皮膚疾患のある者を扱ったときは、施術終了後、従業者の手指や使用した器具等の消毒を厳重に行うこと。
- 23 エステティックの施術に電気及びガス器具を使用するときは、使用前に十分にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。
- 24 薬事法による承認を受けた医薬部外品又は化粧品は、適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。
- 25 施術室内に浴室又はサウナ室を設ける場合には、公衆浴場法の規定によること。

第5 消毒

- 1 消毒に必要な器材例
 - ア 液量計 100ml用及び 1000ml用
 - イ 消毒容器 消毒用バット（ふた付きのものが望ましい）、洗面器、その他消毒に必要な容器
 - ウ 卓上噴霧器
- 2 血液が付着したり、その疑いのある器具の消毒の手順

(1) 消毒する前に使い捨てのゴム手袋等を装着して、洗剤をつけたスポンジ等を用いて器具の表面をこすり、十分な流水(10 秒間以上、1ℓ以上)で洗浄する。

㊦ 1 器具は使用直後に流水で洗浄することが望ましい。この際、流水が飛散しないように注意することが必要である。

2 消毒液に浸す前に水気を取ること。

3 洗浄に使用したスポンジ等は使用後に流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合は消毒用エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム液で消毒すること。

(2) 消毒は次のいずれかの方法により行う。

ア 煮沸による消毒

沸騰してから2分間以上は煮沸すること。

㊦ 1 陶磁器、金属及び繊維製の器具等の消毒に適するが、合成樹脂(プラスチック)製の一部は加熱により変形する。

2 水量を適量に維持する必要がある。

3 さび止めの目的で、亜硝酸ナトリウム等を加えることができる。

イ エタノールによる消毒

76.9vol%~81.4vol%エタノール液(消毒用エタノール)中に10分間以上浸すこと。

㊦ 1 消毒液は毎日取り替える。

2 消毒用エタノールを希釈せずに使用することが望ましいが、無水エタノール又はエタノールを使用する場合は、消毒用エタノールと同等の濃度に希釈して使用すること。

ウ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 1000ppm)中に 10 分間浸すこと。

⑨ 1 金属器具及び動物性繊維製品は腐食するので、使用する場合は、必要以上に長時間浸さない等取扱いに注意すること。

2 消毒液は毎日取り替えること。

3 消毒液を取り扱う際にはゴム手袋を着用する等、直接皮膚に触れないようにすること。

4 保管中に塩素濃度の低下がみられるので、消毒液(原液)の有効塩素濃度を確認することが望ましい。

(3) 消毒後流水で洗浄し、よく拭く。

3 血液が付着していないものの消毒手順

(1) 消毒する前によく洗浄する。

(2) 消毒は前記 2 (2)の方法又は次のいずれかの方法により行う。

ア 紫外線照射による消毒

紫外線消毒器内の紫外線灯で、 $85 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して 20 分間以上照射すること。

⑩ 1 器具の汚れ具合、収納状況等により効果が期待できないことがあるため、器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるような状態に収納し、照射する。

2 構造が複雑で直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない。

3 定期的に紫外線灯及び反射板を清掃することが必要である。

4 2000~3000 時間の照射で出力が低下するので、紫外線灯の交換が必要である。

イ (蒸し器等の) 蒸気による消毒

蒸気消毒器内が 80℃を超えてから 10 分間以上湿熱に触れさせること
(温度計により器内の最上部の温度を確認すること。)

- ㊦ 1 ガラス、陶磁器、金属及び繊維製の器具等の消毒に適するが、合成樹脂（プラスチック）製のものの一部には加熱により変形するものがある。
- 2 タオル等布片類を器内に積み重ねて消毒する場合、最上部のタオル等が湿熱に十分触れないことがある。
- 3 器内底の水量を適量に維持する必要がある。

ウ エタノールによる消毒

消毒用エタノールを含ませた綿もしくはガーゼで器具表面を拭くこと。

エ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.01%～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 100～1000ppm)中に 10 分間以上浸すこと。

オ 逆性石ケン液による消毒

0.1%～0.2%逆性石ケン(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)液中に 10 分間以上浸すこと。

- ㊦ 1 石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用すること。
- 2 消毒液は毎日取り替えること。

カ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

0.05%グルコン酸クロルヘキシジン液中に 10 分間以上浸すこと。

- ㊦ 消毒液は毎日取り替えること。

キ 両性界面活性剤による消毒

0.1%～0.2%両性界面活性剤液(塩化アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩化アルキルジアミノエチルグリシン)中に10分間以上浸すこと。

㊦ 消毒液は毎日取り替えること。

4 タオル、布片類の消毒

- (1) 蒸気による場合は、使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後に、蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分間以上保持させること。この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が80℃を超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。
- (2) 消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒すること。

消毒終了後は洗濯し、必要に応じて乾燥して保管すること。

- (3) 血液が付着したタオル、布片類は廃棄するか、又は血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒を行うこと。

5 手指の消毒

- (1) 手指の消毒は、流水を用いた衛生的手洗いを行った後、速乾性擦式消毒剤による消毒を行うこと。
- (2) 手指の消毒後は、清潔なタオル、使い捨てのペーパータオル等で拭きとること。

6 その他の消毒

- (1) 間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じ上記に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒すること。
- (2) エステティック施設の施設、汚物箱等の設備については、適宜、消毒すること。

第6 自主的管理体制

- 1 開設者は施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。
- 2 開設者は施設ごとに定めた衛生管理責任者に対して衛生管理に関する適切な研修を実施すること。
- 3 衛生管理責任者は、開設者の指示に従い責任を持って衛生管理に努めること。
- 4 従業者はエステティック施術を行うに当たり、事前に感染症及び皮膚疾患等の治療中か、アレルギー体質か、薬を服用しているか、敏感肌であるか、その他エステティック施術を受ける障害のないことを、お客様に確認すること。
- 5 従業者は、お客様がエステティック施術期間中に体調を崩したり、施術部位に異常を生じたりした場合、ただちに施術を中止し、医師の診察を受ける等の適切な処置を実施すること。